

・保育を必要とする事由を証明する書類について

保育を必要とする事由	認定の基準	保育の必要量
		提出書類
1 就労	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労 ・居宅外、居宅内を問わない ・常に児童と離れて日常の家事以外の労働をしていること ・月64時間以上の労働に従事していること(週4日以上、1日4時間以上) ・一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く ・育児休業が終了し復職する場合は、原則として復職する月の1ヶ月前 	保育標準時間 保育短時間
		○就労等(予定)証明書
2 妊娠、出産	<ul style="list-style-type: none"> ・産前2ヶ月、産後2ヶ月(出産前後の5ヶ月間) ・ただし、母親の健康状態により期間は延長できる 	保育標準時間
		○妊娠・出産、求職等に関する申立書 ・母子健康手帳のコピー (母の氏名と出産予定日が分かる所)
3 保護者の疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合 ・1ヶ月以上状態がつづくこと ・疾病、障害の程度や状況をもとに保育の必要量を決定 	保育標準時間 保育短時間
		○妊娠・出産、求職等に関する申立書 ・診断書 (保育をできないことの明記が必要) ・身体障害者手帳等のコピー (氏名と等級等の状況が分かる所)
4 同居又は長期入院等している親族の介護、看護	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護していること等 ・同居又は長期入院等している親族を常時介護、看護していることなど ・1ヶ月以上状態がつづくこと ・要する日数と時間をもとに保育の必要量を決定 	保育標準時間 保育短時間
		○就労等(予定)証明書 ・診断書 ・身体障害者手帳等のコピー (氏名と等級等の状況が分かる所) ・介護、看護の状況が分かるもの
5 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっていること 	保育標準時間
		り災証明書
6 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む ・90日(3ヶ月)を限度とする ・期間経過後も保育が必要な状況である場合には期間は延長できる 	保育短時間
		○妊娠・出産、求職等に関する申立書 ・ハローワークカード等のコピー ・求職活動の状況が分かるもの
7 就学	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む ・要する日数と時間をもとに保育の必要量を決定 	保育標準時間 保育短時間
		○妊娠・出産、求職等に関する申立書 ・在学証明書 ・学生証のコピー、時間が分かるもの
8 虐待やDVのおそれがあること	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること ・保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること 	保育標準時間
		保護に関する証明書
9 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の健康状態など子どもの発達上環境の変化が好ましくないこと ・育児・介護休業法に基づき、就労先が定める育児休業期間を限度とする 	保育短時間
		○就労等(予定)証明書
10 その他、上記に類する状態として市が認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・1～9に類する状態として市が認める場合であること 	保育標準時間 保育短時間
		状況により必要な書類